

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

去る11月26日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、12月3日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定3件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

「議案第99号 上野原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」は、乳児等通園支援事業の実施にあたり、条例を制定するものです。

委員からの、条例制定の背景、目的、期待する効果に関する質問については、低年齢児からさまざまな人と関わる機会を持つことで全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としている、との説明がありました。

また、現状の上野原市のこども園において、この基準で子どもを受け入れられるスペースがあるのか、就労している保護者のお子さんが預けにくくなることはないか、という質問については、今回の条例は、民間が実施する場合の基準等が定められたものになるが、市内の民間の施設で「こども誰でも通園制度」を実施するには施設整備が必要と考えられるため、公立のこども園や保育所での受け入れを考えている。受け入れ方法は、利用定員に空きがある場合に受け入れる余裕活用型と、利用定員とは別に定員を設ける一般型の2通りあり、余裕活用型では実際に「こども誰でも通園制度」が利用できない可能性があるため、通常の保育の利用に影響がないように、上野原こども園の一時保育室で一般型として受け入れを行いたいと考えている、との説明がありました。

「議案第100号 上野原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握する

ときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう規定するものです。

「議案第101号 上野原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について」は、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設による引用条項の改正及び認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士を保育士と同等に扱う規定を整備するものです。

以上、当局提出3案件について採決を行った結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、障害者支援について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査とすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。